



建築基本法の新しい年に

建築基本法制定準備会会長 神田 順

今年で準備会は 7 年目の新年を迎えることとなりました。

昨年は政治が動きました。新しい社会制度としてどのような法体系が必要か、皆で考える状況が整ったようにも思います。これまで官の号令一下、建築基準法と関連法体系を積年の複雑難解極まりなきものにしてしまった現状と、その最低基準を守れば社会的正当性を主張できるかのような社会通念を、なんとかしなければいけないという思いは皆共通に持っています。

しかし、具体的な第 1 歩を踏み出すには、エネルギーが必要です。専門家や職人の多くの団体で、基本法の議論が活発化してきています。私たちの呼びかけにも呼応していただいたことを感謝しています。その議論をさらに国民レベルにしようと、昨年も書きました。まちや家や建物がどのようにあってほしいか、これからの社会制度をどうして行くのか、とても重要なことです。生活の豊かさの源泉は建築基本法にありとさえ言えるのではないかと思う次第です。建築関係者から一般の人へ議論の輪を広げる新しい年にして行きたいものと思っております。皆さまの一層の積極的な取り組みをお願い申し上げます。

国会議員との意見交換シンポジウム報告

■建築基本法制定準備会シンポジウム■

テーマ:建築基準法および関連法の改正に当たって

「建築基本法」はなぜ必要か

日時: 2009 年 11 月 17 日

場所: 参議院議員会館 第二会議室

出席者: 国会議員 51 名(秘書の代理出席を含む)

会員及び一般参加者 107 名 計 158 名

大勢の国会議員が、国会開催中の多忙なかシンポジウムに駆けつけた(以下、敬称略)。幹事の伊平則夫の司会で、西一治の「建築基本法の視点」、黒木正郎の「建築基本法が目ざすもの」と題した発表を挟み、活発な意見交換が行われた。国会議員の発言を抜粋する。

馬淵澄夫(国土交通副大臣・民・衆) 建築基準法は戦後、最低基準として定められたもの。一会員として基本法制定準備会に参加してきた。耐震偽装事件以来、基準法の改悪で厳しい状況が生まれた。基準法の改正をまずすべきとの意見もあるが、法律の硬直性を排除しつつ建築そのものを規定する法体系の整備こそ必要だろう、と個人的に思う。応援のメッセージを伝えたい。

小川勝也(総理大臣補佐官・民・参) 2000 年の基準法改正時、審議会へ神田会長に参考人として来ていただいた。以来、建築に関心を持ち、準備会の発足以来本会に関わってきた。専門家の話は難しい。一般人にわかる説明を。建築の質をどう高めるか。既存建物の廃棄を視野に入れた法、廃棄を考慮した建設法も必要ではないか。

浜田昌良(公・参) 基準法は性善説が前提だったが、その前提が崩れた。これを何とかしたい。厳罰化だけでは解決しない。もう一度、基本法を中心にわかりやすい体制を。基準法の再構成に関しては、超党派で議論すべきだ。

今村雅弘(元農林副大臣・自・衆) 日本の文化に合った機能性と美しさが建築に求められる。規制が厳しすぎて、景気対策の障害になる面もある。規制を緩和し、日本の良さを建築に生かす議論が望まれる。

広中和歌子(元環境庁長官・民・参) 戦後、焼け野原の東京から米国、ヨーロッパに移り住んだ。海外で、皆が共有する町、芸術性の高い建物のよさを体感した。80 年代に帰国し、個人が好き勝手に建てる日本の状況が残念だった。現在、エコ住宅の普及に興味を持っている。宣伝が先行し、質の伴わないエコ住宅も多い。建築は公共財だから規制は必要だが、税制上の優遇措置なども欠かせない。環境と建築をつなぐ発

想が基本法には必要だろう。

山本幸三(元経産副大臣・自・衆) 基準法の単純な再改正ではなく、大きく考える視点に賛成する。地元では確認申請が複雑になって、大工さんが困っている。匠の技を守る議論をしなくてはならない。

橋本勉(民・衆) 環境や街並で統一をとるという考え方もあるが、もっと自由に作ってもいいのではないか。不況なのだから、バランス感覚を持って効率的に建てる方法も俎上にのせよう。

渡辺浩一郎(民・衆) 日本では建物全体の美しさが、欠けている。建築家そのものの地位も低い。よい仕事をするための環境整備が、建物や環境の質を底上げする。基本法に期待をしている

辻本清美秘書(国土交通副大臣・社民・衆) 運輸関係の副大臣を担当しているが、都市の乱開発を防ぐ活動にも携わっており、基本法に興味あり。政策に反映させたい。

川端達夫秘書(文部科学大臣・民・衆) 現行法では伝統建築が認められない。基準法の改正や基本法制定で改善できれば、と願っている。コンクリートから木へ、木造の復活も必要だろう。

前田武志(民・参) 基本法制定に向けて、今日は関連する専門の方々が勢、集まっていらっしゃる。ここ一兩年で随分変わった。いま、世界中で大変化が起きている。温暖化問題にしても、どうやら低炭素化社会に向かっているかいないと文明そのものが破滅する、社会を保てないところまで来たようだ。鳩山さんの二酸化炭素 25%削減という話も、重荷ととらえるより建築が主役となるので、専門家にはチャンスと受けとめ、舞台が広がったことを把握して議論して欲しい。

続いて、会場での自由討議に移った。以下、発言の抜粋。

藤本昌也(日本建築士会連合会会長) 建築基本法という呼び名は、何とかならないか。法律は文字数が少ないほど「格」が上だ。「都市法」とか「建築法」でいいのではないか。国民にとってわかりやすいことが第一条件だ。どうも説明が多すぎる。表現として、生活者、施主に対していかにメッセージ

を届けられるか、工夫を要するだろう。

三栖邦博(日本建築士事務所協会連合会会長) 基本法は個別法の改正につながるものでなければ意味がない。姉歯事件で基準法が厳格化されればされるほど、法や行政に頼る、規準さえ満たせばいい、事が起これば審査側の責任との風潮が蔓延。日本全体の責任意識が希薄になっている。とるべき責任はきっちり取る。そうしないと国民の負担が増すばかりだ。設計者の一番大事な創造性の発露も阻害されている。国民や発注者側も、国任せではだめだ。実質的に設計をする人が責任をとるような仕組みにしなければいけない。権限と責任を持ってやっていくことが重要だ。

金箱温春(日本構造技術者協会副会長) 専門家は疑いの目で見られている。それでは良いものができない。専門家を信用できる制度が必要である。

尾島勲(日本設備設計事務所協会会長) わかりやすい法律で、責任の所在を明確にさせよう。

西澤政男(滋賀県) 伝統建築の大工です。我々は、いつ免許を返上せよと言われるか脅えながら仕事をしている。現行法で、伝統工法が使えない。生活のためだけなら、そんな危ないことをしなくてもいいが、伝統を守るには基準法に縛られてはいられない。15%くらい(基準法違反で) 捕まる要素がある。伝統大工なので多めに見てもらってきた。それがなくなれば生きられない。すべての自転車に車道を走れと強制したら大事故が起こる。それと同じだ。

最後に議論を受けて前田武志議員が、こう締めくくった。

基本法を議員立法でやるか、内閣法にするのか、議論はある。もう少し国民運動的な展開が求められよう。偉い先生だけが集まったというのでは、意味のないものになりかねない。建築は、風土や文化に根ざしている。サステナブルな文明を継承するためにも、皆さんで国民運動へつなげてほしい。国会議員の立場で、集約した意見をぶつけていきたい。

(文責/幹事会)

事務局からのお知らせ

(1) 年会費(5,000 円)のお願い

振込み先: 三菱東京 UFJ 新宿中央支店
口座名: 建築基本法制定準備会事務局
口座番号: (普)5699064

(2) 事務局連絡先

電話: 044-430-2850 FAX: 044-430-2851
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16
建築設計事務所アトリエ 71
E-mail: info@kihonho.jp / <http://www.kihonho.jp/>